

第2次南丹市地球温暖化対策実行計画



平成26年3月

南丹市

目 次

第1章 基本的事項.....	1
1. 実行計画策定の背景.....	1
2. 計画の目的.....	1
3. 計画の期間.....	1
4. 計画の範囲.....	1
5. 対象とする温室効果ガス.....	1
6. 温室効果ガス排出量の算定方法.....	2
第2章 温室効果ガスの排出量と削減目標.....	6
1. 温室効果ガスの排出量.....	6
2. 前計画について.....	8
3. 温室効果ガスの削減目標.....	9
4. 目標値の設定方法.....	10
第3章 取り組み内容.....	11
1. 電気使用料の削減.....	11
2. 燃料使用量の削減.....	11
3. 公用車の適正使用.....	11
4. グリーン購入の推進.....	12
5. 水使用量の削減.....	12
6. 紙製品・事務用品.....	12
7. 廃棄物の発生抑制・リサイクル.....	12
8. 緑化に関する取り組み.....	13
第4章 計画の推進.....	14
1. 推進体制.....	14
2. 点検・評価.....	14
3. 計画の見直し.....	14
4. 実行状況の公表.....	15
第5章 資料編.....	16
1. 関連法律及び条例（抜粋）.....	16
2. グリーン購入の際に参考となる環境ラベル.....	18
3. 南丹市地球温暖化対策実行計画 平成24年度温室効果ガス排出量及び削減率結果	21

第 1 章 基本的事項

1. 実行計画策定の背景

地球温暖化は、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加することによって、太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が吸収され、地表面で雨で放射されるため、日射と相まって地表温度が上昇する現象で、地球全体の気候が乱れてしまうものです。

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が 2013 年に発表した第 5 次評価報告書の中で、20 世紀半ば以降のこの世界平均気温の上昇は、その大部分が人間活動による温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いと結論付けています。

また、2100 年には 1986 年から 2005 年を基準として比較した気温が、0.3℃～4.8℃上昇し、海面は 26～82cm 上昇すると予測されています。1998 年に地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法律」)が制定され、2006 年 4 月に京都府において、京都府地球温暖化対策条例が施行され、各事業者に地球温暖化対策に向けた取り組みが義務付けられました。

南丹市においても、温室効果ガス排出量の抑制や削減に関する取り組みを自主的積極的に行い、地球温暖化対策を推進していくために、平成 20 年 3 月に南丹市地球温暖化対策実行計画を策定し、率先して取り組んできました。また、平成 23 年 5 月には、南丹市環境基本計画を策定し、豊かな自然と健全な環境を維持する取り組みを進めています。

2. 計画の目的

本計画は、法律第 20 条の 3 第 1 項に基づき策定するものであり、法律第 21 条に基づき、市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制に関する取組を積極的に行い、引き続き地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3. 計画の期間

本計画は平成 24 年度(2012 年度)を基準年度として平成 26 年度(2014 年度)から平成 30 年度(2019 年度)までの 5 年間を実行計画の期間とします。

4. 計画の範囲

本計画の範囲は、南丹市の全ての事務・事業とします。対象となる施設等は表 3 に掲げるとおりです。

5. 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、市の規模や廃棄物処理施設を有していないことな

どから、法律第2条第3項で定められている6種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素のみに限定します。

表 1

地球温暖化対策の推進に関する法律で定められている温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主 な 用 途
二酸化炭素 (CO ₂)	石炭、石油、天然ガスの燃焼など
メタン (CH ₄)	農業関係、廃棄物の埋め立て、燃料の燃焼
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼、窒素肥料の生産・使用など
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	冷媒、断熱材の発泡剤、半導体の洗浄剤
パーフルオロカーボン (PFCs)	半導体の洗浄ガスなど
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変圧器などの絶縁ガス

6. 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量は、法律にもとづき、温室効果ガスを排出させる原因活動の種類ごとに、活動量あたりに排出されるガスの量（排出係数）を乗じることにより求めることとします。

温室効果ガスの総排出量は、温室効果の程度をあらわす地球温暖化係数を用いて、各温室効果ガスの排出量を二酸化炭素排出量に換算して求めることとします。なお、基準年度である平成24年度のものを使用し、計画期間中は排出係数の変更は行いません。

表 2

温室効果ガス排出係数 (CO₂換算係数)

項目	単位	排出係数
電気使用量	kg/kWh	0.450
灯油	kg/ℓ	2.489
A 重油	kg/ℓ	2.710
ガソリン	kg/ℓ	2.322
軽油	kg/ℓ	2.619
プロパンガス (LPG)	kg/m ³	5.976

表 3

温室効果ガス排出量等調査対象施設等

所管部	施設名
総務部	本庁舎、管理公用車
企画政策部	市営バス車庫及び事務所、国際交流会館、西口自転車駐車場、園部駅東口エレベータ、園部駅西口エレベータ、南丹市まちづくりデザインセンター、管理公用車
市民福祉部	園部北部コミュニティセンター、園部南部コミュニティセンター、園部木崎町児童老人会館、園部城南町児童老人会館、女性の館、資源の館、仁江文化センター、半田文化センター、埴生文化センター、南八田診療所、小山西町老人会館、こむぎ山健康学園、園部保育所、城南保育所、子育てすこやかセンター、子育て発達支援センター、八木老人福祉センター、八木デイサービスセンター、八木中央保育所(八木中央幼児学園)、八木東保育所(八木東幼児学園)、八木保健センター、南丹市障害者支援施設あじさい園、日吉はーとぴあ、興風保育所、胡麻保育所、日吉中央保育所、日吉保健センター、南丹市障害者支援施設ワークセンターびび、南丹市障害者支援施設ワークセンターびび日吉分所、美山保健センター、美山高齢者コミュニティセンター、みやま保育所、知井保育所
農林商工部	園部船阪親水公園、道の駅(京都新光悦村)、南丹市八木バイオエコロジーセンター、南丹市八木農村環境公園、日吉体験の森、日吉森林総合施設、日吉畑郷市民農園、日吉山の家、美山都市農村交流活性化施設、美山地域活性化総合交流施設、美山江和長期滞在施設、美山自然文化村、
土木建築部	園部公園、園部二本松公園、園部小山東町1号公園、園部新町公園、園部城南町防災公園、健楽憩の園、園部駅西口公衆便所、園部駅西口自由通路
上下水道部	園部天引簡易水道施設、園部大河内簡易水道施設、園部上水道施設(船岡浄水場)、園部上水道施設(船阪浄水場)、園部上水道施設(本梅浄水場)、園部法京飲料水供給施設、八木上水道施設(大藪浄水場)、八木川東簡易水道施設、八木神吉簡易水道施設、日吉生畑・木住簡易水道施設、日吉佐々江簡易水道施設、日吉中央簡易水道施設(殿田浄水場)、日吉中央簡易水道施設(和田浄水場)、日吉中央簡易水道施設(片野浄水場)、日吉胡麻簡易水道施設(胡麻第一浄水場)、日吉胡麻簡易水道施設(胡麻第二浄水場)、日吉四ツ谷簡易水道施設、日吉中世木簡易水道施設、日吉畑郷簡易水道施設、美山中央簡易水道施設、美山知井簡易水道施設、美山内久保簡易水道施設、美山平屋簡易水道施設、美山宮島簡易水道施設、美山鶴ヶ岡簡易水道施設、美山芦生飲料水供給施設、美山佐々里飲料水供給施設、園部西本梅浄化センター、園部西部浄化センター、園部船岡地区農業集落排水処理施設、園

	<p>部摩気東部地区農業集落排水処理施設、園部大河内地区農業集落排水処理施設、園部天引地区農業集落排水処理施設、園部川辺地区農業集落排水処理施設、園部北部地区農業集落排水処理施設、八木西田中継ポンプ場、八木観音寺中継ポンプ場、八木美里クリーンセンター、八木神吉クリーンセンター、八木川東浄化センター、日吉殿地区農業集落排水処理施設、日吉四ツ谷地区農業集落排水処理施設、日吉下田原地区農業集落排水処理施設、日吉佐々江地区農業集落排水処理施設、日吉志和賀地区農業集落排水処理施設、日吉胡麻浄化センター、日吉殿田浄化センター、美山宮島地区農業集落排水処理施設、美山北・中地区農業集落排水処理施設、美山鶴ヶ岡地区農業集落排水処理施設、美山平屋地区農業集落排水処理施設、美山大野地区農業集落排水処理施設、美山宮島・大野地区農業集落排水処理施設、管理公用車</p>
八木支所	<p>八木庁舎、八木東地区自治振興会館、八木西地区自治振興会館、八木南地区自治振興会館、八木北地区自治振興会館、八木神吉地区自治振興会館、八木東部児童館、八木梅ノ木谷公園、八木東部文化センター、八木老人いこいの家、八木温泉湯施設、八木氷室公園、八木東公園、八木防災センター、八木駅前自転車駐車場、八木青少年センター、コミュニティプラザよしとみ、管理公用車</p>
日吉支所	<p>日吉庁舎、日吉胡麻基幹集落センター、日吉産業振興会館、日吉市民センター、日吉駅交流センター、日吉殿田活力倍増センター、日吉殿田コミュニティ広場、日吉興風児童館、日吉木住親水公園、胡麻駅前広場、鍼灸大学前駅広場、日吉駅前広場、日吉防災センター、鍼灸大学前駅駐車場、胡麻駅前駐車場、日吉駅前駐車場、日吉興風交流センター、日吉中村農村公園、日吉胡麻コミュニティセンター、日吉林業センター、スプリングスひよし、管理公用車、</p>
美山支所	<p>美山庁舎、美山第2庁舎、美山林業者等健康管理センター、美山林健センター診療所、美山農業振興総合センター、美山やすらぎの広場、美山基幹集落センター、美山福泉館、美山知井会館、大野地域総合サービスセンター、美山上平屋火葬場、美山平屋生産物直売施設、美山商店街駐車場、美山お祭り広場、美山民俗資料館、美山茅収納庫、美山茅葺保存センター、美山北宿泊施設、美山北体験実習館、美山北加工・販売施設、美山かやぶきの里公衆便所、美山芦生山の家、美山知井地域拠点施設、美山大野ダム公園、美山岩江戸公園、美山安掛農村広場、鶴ヶ岡公衆便所、安掛公衆便所、美山安掛水辺公園、美山若草遊園地、美山国体記念公園、美山郷土資料館、美山かやぶき美術館、管理公用車</p>

教育委員会	<p>園部幼稚園、八木中央幼稚園(八木中央幼児学園)、園部小学校、園部第二小学校、川辺小学校、摩気小学校、西本梅小学校、八木小学校、富本小学校、新庄小学校、吉富小学校、神吉小学校、殿田小学校、胡麻郷小学校、知井小学校、平屋小学校、宮島小学校、鶴ヶ岡小学校、大野小学校、園部中学校、八木中学校、殿田中学校、美山中学校、美山山村留学センター、園部学校給食共同調理場、八木学校給食共同調理場、美山学校給食共同調理場、園部公民館、中央図書館、文化博物館、小山西町教育集会所、八木公民館、神吉教育集会所、八木東教育集会所、八木郷土資料館、八木図書室、日吉町郷土資料館、日吉町生涯学習センター、日吉図書室、美山図書室、美山文化ホール、園部公園多目的運動場、園部海洋センター、園部スポーツセンター、園部公園陸上競技場、園部中央プール、園部第2水泳プール、園部第3水泳プール、八木海洋センター、日吉興風体育館、日吉総合運動広場、日吉殿田運動場、日吉アーチェリー射場、日吉ユースホール、日吉興風プール、日吉学校給食共同調理場、旧五ヶ庄小学校、旧五ヶ庄小学校ナイター施設、八木フィジカルセンター、八木スポーツフォアオール、八木運動公園グラウンド、八木西地区コミュニティ公園、八木文覚ふれあい公園キャンプ場、八木カヌーハウス、美山長谷運動広場、美山長谷広場管理棟、管理公用車</p>
-------	--

※指定管理施設を含む

第2章 温室効果ガスの排出量と削減目標

1. 温室効果ガスの排出量

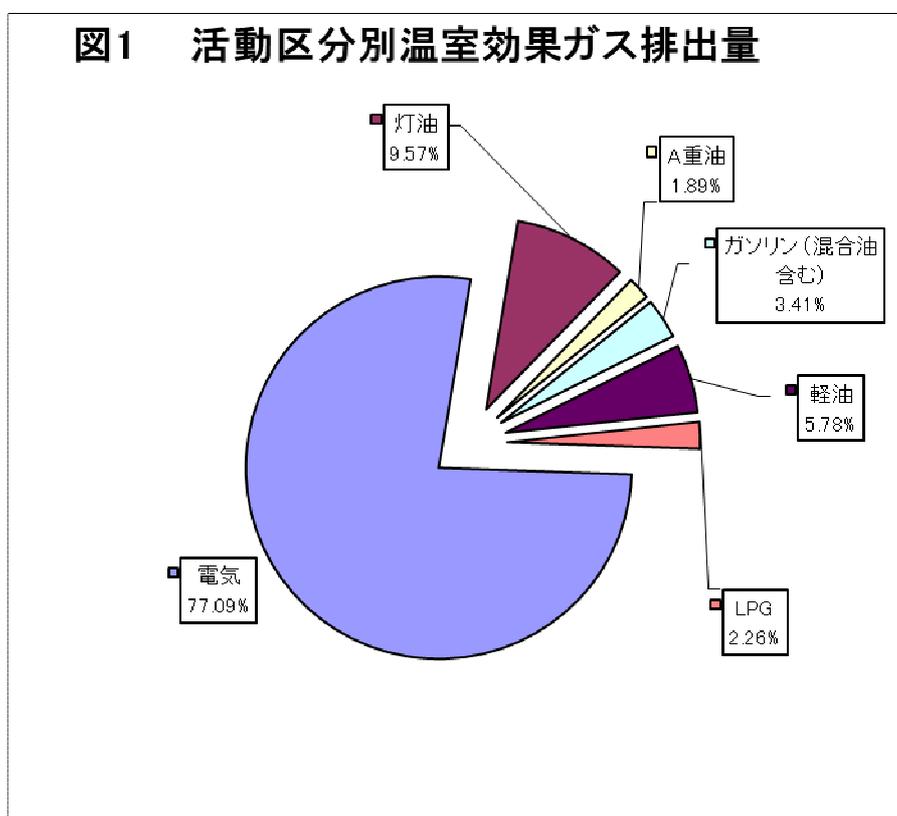
(1) 活動区分別排出量

平成24年度の市の事務、事業に伴う温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素に換算すると、5,395,234 (kg-CO₂) となっています。

表4

温室効果ガスの活動区分別排出量

活動区分	使用量	排出量 (kg-CO ₂)	比率
電気の使用	11,134,190kWh	4,158,980	77.09%
灯油の使用	207,468ℓ	516,388	9.57%
A重油の使用	37,680ℓ	102,113	1.89%
ガソリンの使用	79,182.53ℓ	183,862	3.41%
軽油の使用	119,054.89ℓ	311,807	5.78%
プロパンガスの使用	20,344 m ³	122,084	2.26%
合計		5,395,234	100%



※前計画に基づく数値であり、指定管理施設は含んでいません。

(2) 部局別排出量

平成 24 年度の市の事務、事業に伴う温室効果ガスの部局別排出量は、表 5 のとおりです。

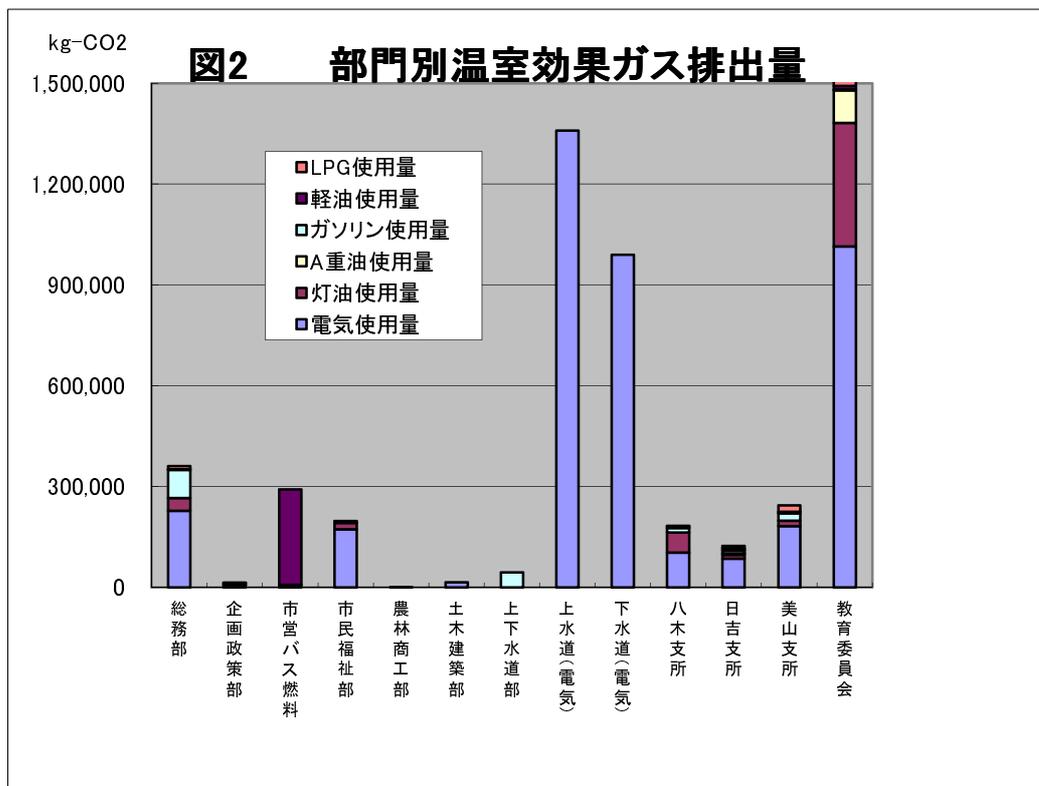
表 5

温室効果ガスの部局別排出量

部局	排出量 (kg-CO ₂)	比率
総務部	361,063	6.69%
企画政策部	13,701	0.25%
企画政策部 (市営バス燃料)	291,435	5.40%
市民福祉部	197,957	3.67%
農林商工部	316	0.01%
土木建築部	15,254	0.28%
上下水道部	45,125	0.84%
上下水道部 (上水道施設電気)	1,359,012	25.19%
上下水道部 (下水道施設電気)	989,358	18.34%
八木支所	183,207	3.40%
日吉支所	124,027	2.30%
美山支所	244,578	4.53%
教育委員会	1,570,201	29.10%
議会事務局	—	—
監査委員事務局	—	—
農業委員会事務局	—	—
出納課	—	—
合計	5,395,234	100.0%

※ 端数処理をしています。

※ 前計画に基づく数値であり、指定管理施設は含んでいません。



2. 前計画について

平成 20 年に策定した前南丹市地球温暖化対策実行計画では、温室効果ガスの総排出量を、平成 18 年度に比べて 5.5%削減することを目標に取り組んできましたが、24 年度で、削減率 1.70%（下水道を除く）になりました。目標達成に至らなかった要因としては、組織改革により部・課の統廃合や本庁、支所の人員配置の変更等から、単純に部署ごとの比較ができませんが、主に電気使用量が増加していることなどから、事務事業による機器類の増加及び平成 22 年 8 月の修正による対象施設の増に伴う増加などによると思われる。

3. 温室効果ガスの削減目標

平成 30 年度における温室効果ガスの総排出量を、平成 24 年度に比べて 5.7%削減します。なお、基準年（平成 18 年度）には、対象としていなかった指定管理施設についても、基準年（平成 24 年度）には、対象施設とします。



表 6

温室効果ガスの部局別削減目標

	基準年 (H24)	削減量	目標値(H30)
総務部	404,464	28,312	376,152
企画政策部	271,978	19,038	252,940
企画政策部(市営バス燃料)	291,435	8,743	282,692
市民福祉部	328,902	23,023	305,879
農林商工部	1,280,057	89,604	1,190,453
土木建築部	22,280	1,560	20,720
上下水道部	45,125	3,156	41,969
上下水道部(上水道施設電気)	1,617,873	48,536	1,569,337
上下水道部(下水道施設電気)	1,177,806	35,334	1,142,472
八木支所	225,110	15,758	209,352
日吉支所	1,724,901	120,743	1,604,158
美山支所	462,578	32,380	430,198
教育委員会	1,927,009	134,891	1,792,118
議会事務局	—	—	—
監査委員会事務局	—	—	—
農業委員会事務局	—	—	—
出納課	—	—	—
合 計	9,779,518	561,078	9,218,440

※第 2 次計画策定の基準年度に追加した調査対象施設の内訳

【合計(全活動)】

平成 24 年度 部局別排出量結果	新たに追加した施設の排出量 (指定管理施設等)	第 2 次計画調査対象施設の排出量 (指定管理施設等を含む)
6,246,130kg-CO ₂	3,533,388kg-CO ₂	9,779,518kg-CO ₂

4. 目標値の設定方法

前計画を踏まえた目標値の設定

前計画においては、下水道事業を除くと 1.7%の削減に留まり、削減目標は達成できませんでした。前計画の状況から事業特性も考慮したうえ、本計画においては下水道事業についても 3%削減することを目標に、その他は前計画の部局別削減目標と同様にし、全活動において 5.7%を削減目標とします。

第3章 取り組み内容

1. 電気使用料の削減

- ・ 節電・待機モードの設定の活用など電力管理を徹底します。
- ・ 昼休み等、始業前、夜間残業時は不要な照明の消灯を徹底します。
- ・ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図ります。
- ・ 照明点灯箇所の見直しを図り、不必要な箇所の消灯を徹底します。
- ・ 新規公共施設整備時及び改修時には自然光を取り入れる工夫をします。また新エネルギーの導入に努めます。
- ・ 室内温度を夏季 28℃以上、冬季 18℃以下に抑えるよう徹底します。
- ・ 職員は、夏季は軽装（クールビズ）、冬季は重ね着（ウォームビズ）をするなどの工夫をし、空調温度の適温励行に努めます。
- ・ カーテン、ブラインド、すだれなどを有効利用し、空調負荷の低減を図ります。
- ・ 退庁時や長期不在時はできる限り機器の主電源を切り、待機電力の削減を図ります。
- ・ 階段の使用を心がけ、エレベーターの使用を控えます。
- ・ 夏季にゴーヤやアサガオを使ったグリーンカーテンの実施で、室内温度を抑えます。
- ・ 照明機器等の更新時には、LED 対応及び節電タイプを導入します。
- ・ 薪ストーブ及び木質ペレットストーブの導入を進めます。
- ・ 事業実施時には、電気使用料削減につながるような市民啓発に努めます。

2. 燃料使用量の削減

- ・ ガスコンロの加熱防止を図ります。
- ・ 不在時や不要部屋での暖房器具の使用を抑制します。
- ・ 需要に見合った運転や熱損失の防止など、ボイラー等運転の適正管理を行います。
- ・ 暖房温度は 18℃設定に努めます。

3. 公用車の適正使用

- ・ 暖機運転の抑制、アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制などをはじめとする経済運転（エコドライブ）の徹底を図ります。
- ・ 車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査を行います。
- ・ 庁舎間の定期便の利用を励行します。
- ・ 出張や移動の際は、できる限り相乗りにも努め、また公共の交通機関を利用します。
- ・ 近距離の移動は自転車、原動機付き自転車等の活用を推進します
- ・ 公用車の更新時には、環境対応車の導入を図ります。

4. グリーン購入の推進

- ・ 燃料消費効率の優れた機器や設備の導入に努めます。
- ・ コピー用紙やOA用紙は、極力古紙配合率の高い用紙を購入します。
- ・ 事務用品は環境ラベリング商品を積極的に購入します。

5. 水使用量の削減

- ・ 日常的な節水を励行します。
- ・ トイレ洗浄水の二度流しをしないように心がけます。

6. 紙製品・事務用品

- ・ 両面、裏面、縮小コピー等、コピー機の機能活用やミスコピーの防止に努めます。
- ・ 電子メール、全庁掲示板などの活用によりペーパーレス化を図ります。
- ・ 封筒の再使用に努めます。
- ・ 機密文書を除く使用済み用紙は、分別を徹底し、リサイクルに努めます。

7. 廃棄物の発生抑制・リサイクル

(発生抑制)

- ・ 製品購入の際は、簡易包装製品、詰替え可能製品、再利用可能製品など、廃棄物の発生抑制に資する製品の購入に努めます。
- ・ 使い捨て製品の使用を控えます。
- ・ 物品等の長期使用を心がけます。
- ・ 用紙類の廃棄量を減量します。
- ・ 調理や学校給食等でも生ごみの減量に努めます。
- ・ 一般廃棄物の減量化を推進します。
- ・ 下水道汚泥の減量化について検討します。

(リサイクル)

- ・ 資源回収ボックス等の設置により、用紙類の分別回収を徹底します。
- ・ ゴミの堆肥化に向けて、書類裁断ゴミの家畜敷料への使用を図ります。
- ・ 使用済てんぷら油（廃食油）の回収を推進し、BDF（バイオディーゼル）の利用を推進します。
- ・ 一般廃棄物のリサイクルを推進します。
- ・ 下水道汚泥の再資源化について検討します。

(公共工事における発生抑制・リサイクル)

- ・ 再生砕石や廃木材など、再生資材の利活用に努めます。
- ・ 工事で発生する建設副産物の分別回収や再資源化に努めます。
- ・ 関係者間の情報交換や調整を図り、建設副産物の工事間利用に努めます。

- ・ 合板型枠の合理的利用や鋼板等の型枠使用、プレキャストコンクリート化など型枠を使用しない工法を採用し、環境負荷の低減に努めます。

8. 緑化に関する取り組み

- ・ 公共施設の敷地内や周辺の緑化に努めます。
- ・ 庁舎等の屋上緑化や壁面緑化を検討します。

第4章 計画の推進

1. 推進体制

温暖化対策を全庁的に推進していく必要があるため、次のとおり推進体制を整備し進行管理を行います。

(1) 推進委員会

理事者（副市長、教育長）及び部長級で構成し、①計画の決定・見直し、②計画の推進、③実施状況の点検・評価・公表、④改善指示などを行います。

(2) 推進部会

部長級を除く全管理職で構成し、①排出削減の実践、②計画内容の周知徹底、③各種調査の実施・報告、④計画に対する意見・改善提案などを行います。

また、推進部会の活動をサポートするため、各課に推進リーダーを選任します。

(3) 職員

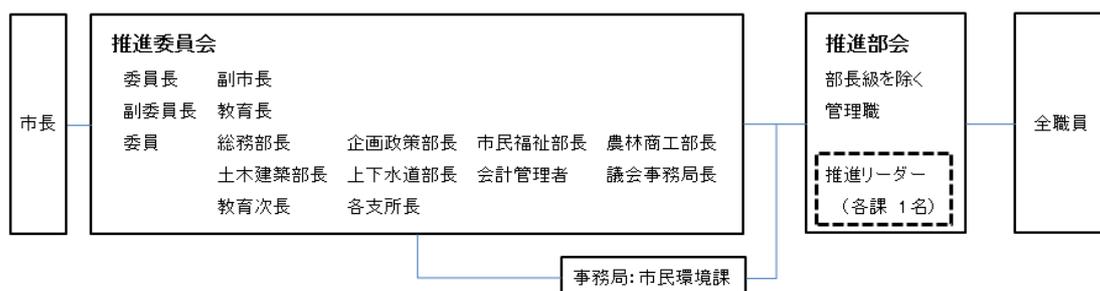
全職員が、推進委員会及び推進部会の指示によって実行計画を実践します。

(4) 事務局

環境保全に係る課が担当し、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

図3

推進体制



2. 点検・評価

事務局は、推進部会（推進リーダー）をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い点検評価を行う。

3. 計画の見直し

計画期間中、今後の温室効果ガスの排出状況の推移、地球温暖化対策に関する国内外の動向、各種施策の実施状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、見直し・修

正を行います。

4. 実行状況の公表

本計画の実行計画については、毎年度進捗状況を取りまとめた上で、ホームページ等により公表することとします。

第5章 資料編

1. 関連法律及び条例（抜粋）

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第20条の3 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）計画期間
- （2）地方公共団体実行計画の目標
- （3）実施しようとする措置の内容
- （4）その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3から7、11、12（省略）

京都府地球温暖化対策条例（抜粋）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための取組を含む。）を自主的かつ積極的に行うものとする。

2 事業者は、地域社会の一員として、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行うものとする。

3 事業者は、府が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

（事業者排出量削減計画書の作成等）

第18条 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業者排出量削減計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

- (1) 特定事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況
 - (3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため基本方針、実施しようとする措置の内容及び当該措置により達成すべき目標
 - (4) 当該計画の推進に係る体制
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 4 計画書提出事業者は、事業者排出量削減計画書に基づき、地球温暖化対策を推進するものとする。
- 2及び3（省略）

（事業者排出量削減報告書の提出）

第19条 計画書提出事業者は、規則で定めるところにより、事業者排出量削減計画書に基づく措置の実施の状況を記載した報告書（以下「事業者排出量削減報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2. グリーン購入の際に参考となる環境ラベル

<p>エコマーク</p> 	<p>ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されています。ISO の規格（ISO14024）に則った、わが国唯一のタイプ I 環境ラベル制度です。</p> <p>環境省所管の（財）日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されています。</p>
<p>グリーンマーク</p> 	<p>原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。経済産業省所管の（財）古紙再生促進センターが取り扱っています。</p>
<p>再生紙使用マーク</p> 	<p>古紙パルプ配合率を示す自主的なマークです。</p> <p>古紙パルプ配合率 100%再生紙を使用しています。</p> <p>3R 活動推進フォーラム（旧ごみゼロパートナーシップ会議）で定められたものです。</p>
<p>国際エネルギー スタープログラム</p> 	<p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。日本、米国のほか、EU 等 7 か国・地域が協力して実施している国際的な制度です。</p> <p>経済産業省が運営する制度です。</p>
<p>PC グリーンラベル</p> 	<p>環境にやさしいパソコンを購入したいという消費者の選択の目安となるよう、パソコンメーカーの団体である有限責任中間法人パソコン 3R 推進センターが運営するパソコンの環境ラベル制度です。環境に十分配慮したパソコンの設計・製造や情報公開などに関する基準を「PC グリーンラベル基準項目」として定めており、パソコンの 3R を推進しています。</p>

<p>省エネラベリング制度</p> 	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。</p> <p>表示方法等について JIS 規格が制定されています。（経済産業省）</p>
<p>統一省エネラベル</p> 	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示しています。（経済産業省）</p>
<p>自動車の燃費性能の評価及び公表</p> 	<p>自動車の燃費性能を示すマークで、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく燃費基準を達成しているもの及び同基準を5%以上、10%以上、20%以上上回る燃費性能を有するものにステッカーを表示する。（国土交通省）</p>
<p>低排出ガス車認定 （平成12年基準）</p> 	<p>自動車の排出ガス低減レベルを示すマークで、低減レベルにより、超、優、良の3段階があります。環境省が定めた指針に合わせて国土交通省が運営している制度です。</p>

<p>低排出ガス車認定 (平成 17 年基準)</p> 	<p>自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度です</p>
<p>PET ボトルリサイクル</p> 	<p>PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマークです。 PET ボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体である PET ボトル協議会が運営する制度です。</p>
<p>牛乳パック 再利用マーク</p> 	<p>使用済み牛乳パックを原料として使用した商品につけられるマークです。 NPO 法人 「集めて使うリサイクル協会」が管理・運営し、市民団体である「全国牛乳パックの再利用を考える連絡会」とともに普及を図っています。</p>
<p>バイオマスマーク</p> 	<p>「バイオマス・ニッポン総合戦略」の普及啓発事業の一環として生れたマークです。生物由来の資源（バイオマス）を利活用し、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に合っている商品を認定しています。バイオマスの炭素は大気中の CO₂ を植物が光合成により固定したものであるため、燃焼しても実質的に大気中の CO₂ を増加させず、地球温暖化防止に役立ちます。(社) 日本有機資源協会は、農林水産省と環境省の二省が所管する公益法人です。</p>

3. 南丹市地球温暖化対策実行計画 平成24年度温室効果ガス排出量及び削減率結果

	H24年度		H23年度		H22年度		H21年度		H18年度 (基準年)	24年度 削減率	23年度 削減率	22年度 削減率	21年度 削減率	H24年度(目 標年)	目標 削減率
	排出量 (kg-CO2)	比率	排出量 (kg-CO2)	比率	排出量 (kg-CO2)	比率	排出量 (kg-CO2)	比率	排出量 (kg-CO2)					排出量 (kg-CO2)	
総務部	361,063	6.69%	388,825	7.25%	363,458	6.57%	361,998	6.87%	318,787	-13.26%	-21.97%	-14.01%	-13.55%	296,472	7.00%
企画政策部	13,701	0.25%	14,018	0.26%	12,244	0.22%	12,376	0.23%	9,566	-43.23%	-46.54%	-27.99%	-29.37%	8,896	7.00%
市営バス(燃料)	291,435	5.40%	282,264	5.26%	289,187	5.23%	259,749	4.93%	287,506	-1.37%	1.82%	-0.58%	9.65%	278,881	3.00%
市民部	22,655	0.42%	18,131	0.34%	20,005	0.36%	17,713	0.34%	12,387	-82.89%	-46.37%	-61.50%	-43.00%	11,520	7.00%
福祉部	175,302	3.25%	249,067	4.64%	244,585	4.42%	227,028	3.87%	246,877	28.99%	-0.89%	0.93%	8.04%	229,596	7.00%
農林商工部	316	0.01%	318	0.01%	353	0.01%	371	0.01%	2,387	86.76%	86.68%	85.21%	84.46%	2,220	7.00%
土木建築部	15,254	0.28%	18,444	0.34%	19,393	0.35%	17,015	0.32%	15,467	1.38%	-19.25%	-25.38%	-10.01%	14,384	7.00%
上下水道部	45,125	0.84%	41,796	0.78%	43,856	0.79%	42,727	0.81%	41,596	-8.48%	-0.48%	-5.43%	-2.72%	38,684	7.00%
上水道(電気)	1,359,012	25.19%	1,407,696	26.25%	1,419,171	25.64%	1,311,676	24.89%	1,241,862	-9.43%	-13.35%	14.28%	-5.62%	1,204,606	3.00%
下水道(電気)	989,358	18.34%	918,976	17.14%	885,263	16.00%	926,959	17.59%	772,813	-28.02%	-18.91%	-14.55%	-19.95%	794,838	-2.85%
八木支所	183,207	3.40%	192,628	3.59%	234,027	4.23%	213,220	4.05%	278,744	34.27%	30.89%	16.04%	23.51%	259,232	7.00%
日吉支所	124,027	2.30%	117,036	2.18%	179,965	3.25%	174,602	3.31%	184,575	32.80%	36.59%	2.50%	5.40%	171,655	7.00%
美山支所	244,578	4.53%	243,524	4.54%	246,529	4.45%	252,729	4.80%	227,300	-7.60%	-7.14%	-8.50%	-11.19%	211,389	7.00%
教育委員会	1,570,201	29.10%	1,470,036	27.41%	1,576,533	28.49%	1,474,408	27.98%	1,615,031	2.78%	8.98%	2.50%	8.71%	1,501,979	7.00%
合計	5,395,234	100%	5,362,759	100%	5,534,569	100%	5,292,571	100.00%	5,254,898	-2.67%	-2.05%	-5.32%	-0.72%	5,024,352	4.39%
合計(下水道除く)	4,405,876		4,443,783		4,649,306		4,365,612		4,482,085	1.70%	0.85%	-3.73%	2.60%	4,229,514	5.64%